

資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（仮称） —提案理由説明—

産業廃棄物処理業は1970年の廃棄物処理法により誕生した。産業廃棄物処理産業は、ほぼ全ての事業活動から排出される産業廃棄物の委託処理を通じて、日本の産業社会を長らく支え、2020年には満50年を迎える。産業廃棄物の年間発生量は4億トンであり、市町村が主体で処理をする一般廃棄物の約9倍である。

産業廃棄物処理産業は、悪貨が良貨を駆逐するといわれた以前の構造から、排出事業者の処理責任の一層の強化と優良事業者の認定増加のため、良貨が悪貨を駆逐する構造へと転換が進みつつある。さらに、循環型社会の実現と低炭素社会への寄与のため、産業廃棄物業界が担う役割は重要となっており、産業廃棄物処理の単なる受け手から、産業廃棄物から資源やエネルギーを製造する創り手へと変貌する必要がある。また、災害時の廃棄物の処理の担い手として、さらに、途上国における廃棄物処理を人的・技術的に支える者として、より公的な役割も期待される。

しかしながら、産業廃棄物処理産業の企業は、ほとんどが中小企業であり、このようなニーズや期待に応えるにあたっては、人材の育成、技術の向上、事業の成長と高度化といった面で困難なことが多い。排出事業者の良きパートナーとして安心して処理委託を受ける処理業者の確保にとどまらず、資源循環を促進する産業として、業そのものの本格的な振興が必要である。

今や2020年以降の半世紀を見通して、産業廃棄物処理産業の人的な側面、技術的な側面等を全体として底上げしながら、適正な競争環境の下で成長し信頼される事業者を造り出していくことが、国の内外において求められる。廃棄物処理法では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、このような課題の解決に適さない。

そこで、本法律（案）では、以上の認識に立ち、産業廃棄物処理産業を営む者の責務をまず明記し、これらの責務を始めとして様々な役割が果たされるために、産業廃棄物処理産業の振興に関する基本方針を国が定め、それに基づく国と地方公共団体の施策の展開を求めるものである。